

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる 久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料
令和6年2月1日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会  
記録提出請求経過

令和6年1月16日開催の標記委員会において決定した市長への記録提出請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和6年1月22日 午後2時15分	千代田 庁舎	市長へ「記録提出請求書」を郵送。(市長 公室秘書広報課へ直接持ち込み)	資料1
令和6年1月30日 午後3時50分	千代田 庁舎	市長より「地方自治法第100条第1項の 規定に基づく記録提出請求に伴う回答 について」提出あり。 提出できないとの回答。	資料2

# 資料1

か議第 15 号

令和6年1月22日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

茨城県かすみがうら市議会  
議長 小座野 定 信



## 記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったことから、地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めます。

### 記

#### 1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

#### 2. 提出を求める記録

令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し

#### 3. 提出期限

令和6年1月31日（水）

#### 4. その他

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会において、契約しております大川隆司弁護士より本件について別添のとおり見解が示されておりますので、補足として申し添えます。

保有する住民の個人情報について、一般的には守秘義務が課せられていても、議会との間において当該情報を共有することを、行政実例は認めています。

すなわち、昭和44年12月10日付自治省行政課長回答は、地方税の滞納額や滞納者の資産状況など、高度の個人情報を含む「不納欠損処分の個人別資料」を、理事者側が議会に提出する義務を認めています。なお、同行政実例は地方自治法第98条に基づく検査権に係るものですが、別の行政実例（昭和29年9月15日自治省行政課長回答）では、同法第100条が提出請求の対象としている「記録」には、同法第98条の「書類及び計算書」が含まれるとされています。

なお、前記のうち昭和44年12月10日付の行政実例は、関係資料を秘密会で審議する等の議会側の配慮を求めています。当議会においても、そのような配慮を疎かにするものではありませんので申し添えます。

日付:令和5年9月21日

議会の検査権と秘密事項の取扱い  
発令 : 昭和44年12月10日自治行第91号

自治行第91号

昭和44年12月10日

北海道総務部長

行政課長回答

## 議会の検査権と秘密事項の取扱い

問 地方自治法第98条第1項の議会の検査権を委任された決算特別委員会が、昭和43年度一般会計の決算審査の際、理事者が行なった不納欠損処分の人別、税別、年度別の資料要求を行なったところ、理事者側は地方税法第22条の規定に抵触するとして提出を拒んだので、次の点を質したい。

- 1 上記の場合に滞納者又は不納欠損処分対象者の資料を要求できるか。
- 2 たとえば、監査委員から出された意見書において、不納欠損処分の中に担税力があると思われるものが含まれていると指摘されている場合に、地方自治法第100条の調査権を議決し、滞納者並びに不納欠損処分者の徴収原簿及び課税基礎簿、滞納整理簿を検査できるか。

答 1、2とも一般的にはお見込みのとおり。

ただし提出された所問の書類、資料の取扱いについては、納税者の利益を不当に損うことのないよう、秘密会において審議する等適切な配慮をすることが望ましい。

日付:令和5年9月21日

調査権の発動と委任等の関係

発令 : 昭和29年9月15日自丁行発第174号

自丁行発第174号

昭和29年9月15日

広島県総務部長あて

行政課長

## 調査権の発動と委任等の関係

問一 第100条の議会の調査権については、議会は一般的包括的に市政全般について調査する等の議決をすることができるか。

二 仮りに、一のような機関意思の決定が行いうるとしても、そのような概括的な抽象的な調査権限を特別委員会に委任し又は付託することができるか。

三 議会で特別に議長に調査権を委任することができるか。

四 右二、三等の委任を行う場合の議決は、第100条の会議において、はつきりと「〇〇〇の事件の調査の権限を委任するものとする」等文書に表現して議決すべきであると思うが、口頭でもよいか。

五 第100条の「記録」には、第98条の「書類及び計算書」等の公簿は含まれないか。

六 第100条の調査は、監査委員制度の認められている地方自治法においては、実地につき検査することも口頭検査もなし得ないのであつて、右のような第98条、第199条等の検査の結果、事務の調査を行う必要を認めた場合、始めて行いうるものと思うがどうか。

七 議会は、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めるとき、単に前問のような概括的な調査を行うと決定しておいて、任意に関係人や記録を指定できるか。個々具体的に誰と誰を出頭させる、何々の記録の提出を求めると議会にはかつて決めるべきではないか。

八 民事訴訟法第276条（現行法では民事訴訟規則第108条）の規定に準じて正式に呼出状が発せられず、任意出頭の形式で参考人として説明を求めるとして口頭で出頭を求められた場合であつても、制裁の規定が適用されるか。

九 別紙（第38号 議会議決事項の執行状況に関する調査について）（略）のような議決の形式で、特別委員会に委任したとみなされるか。特に強権を発動するのであるから形式要件が完全に行われなければならないと考えるがどうか。

答一 一般的包括的に市政全般について調査する旨の議決はなしえない。当該地方公共団体の事務のうちいかなる範囲のものについて調査権を行使するかを議決すべきものである。

二 一により承知されたい。

三 できない。

四 当該事務の調査を当該委員会をして行わせる旨の議会の議決で足り、あえて文書による意思表示を必要としない。

五 含まれる。

六 第98条又は第199条の検査又は監査は、第100条の調査とは直接関連を有するものではなく、従つて第100条の調査は、第98条又は第199条の検査又は監査の結果を前提要件とするものではない。

七 調査の範囲及び当該調査の際委員が関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる旨の議決がなされている限り、個々の関係人の出頭又は記録の提出については更に議会の議決を必要とせず、当該委員会が議長を通じてそのつど関係人の出頭又は記録の提出を求めることができるものである。

八 適用されない。

九 形式要件の意味が明らかでないが、当該調査を当該委員会をして行わせる旨の議会の意思決定がなされていれば足りる。



か 秘 書 第 3 号  
令和6年1月30日

かすみがうら市議会  
議長 小座野 定信 様

かすみがうら市長 宮嶋 謙

地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録提出請求に伴う  
回答について

請求のあった「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5, 221名分の署名簿の写しにつきましては、下記の理由により提出できません。

記

令和5年10月2日の百条委員会において、執行部から「署名に記載のある方で声を届けてくれた53名の方に意思確認をさせていただき、承諾を得られた方のみ情報を提出する案」を提案させていただきました。提案について本委員会において了承を得た上で、53名の方に意向確認を行い、承諾を得られた方のみ、令和5年10月31日の本委員会で署名簿の写し等を提出させていただきました。

これまで提出できない旨を説明してきたとおり、署名簿の原本を代表者に返却していること、また署名簿の写しには個人情報が含まれていること、さらには意思確認において「拒否」された方も含まれており、拒否した市民の信頼を損なうおそれが高いため。